

令和2年度 滋賀県病院事業会計補正予算(第2号)の概要について

1. 提出議案の概要

県立病院において職員に対して手当の支給を行うため、また新型コロナウイルス感染症に対する医療機能のさらなる充実を図るため所要の補正を行うものです。

2. 補正の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当の支給

県立病院において、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者(以下「患者等」という。)の診療等に従事した職員に対して、特殊勤務手当(特別感染症防疫等作業手当・感染症防疫等作業手当)を支給するものです。

- ・特別感染症防疫等作業手当:3,000円/日(患者等に接して行う業務等)または4,000円/日(患者等の身体に接触して行う業務・長時間にわたり接して行う業務)
- ・感染症防疫等作業手当(PCR検査等):340円/日

補正額：病院事業費用	給与費	24,932千円
病院事業収益	一般会計補助金	24,932千円

(2) 医療機器等の整備

総合病院において新型コロナウイルス感染症患者の診療に必要な医療機器や院内でPCR検査を実施するための検査機器を整備するものです。

- ・超音波診断装置 3台
- ・ポータブルX線撮影装置 1台
- ・生体情報モニタ 2式
- ・気管支ビデオスコープ 1台
- ・安全キャビネット 1台
- ・リアルタイムPCR装置 1台
- ・核酸自動生成装置 1台 等

補正額：資本的支出	有形固定資産購入費	60,500千円
資本的収入	一般会計補助金	60,500千円

(3) PCR検査センター（地域外来・検査センター）の設置

総合病院内に守山野洲医師会と協働で設置したPCR検査センターの運営に必要な額について所要の補正を行うものです。

補正額：病院事業費用 経費・材料費 14,332 千円

病院事業収益 外来収益 12,118 千円 委託料収入 2,214 千円

(4) 病床の確保

総合病院において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるため、病床の確保を行います。

補正額：病院事業収益 一般会計補助金 2,099,265 千円（同額を入院収益から減）